

# コーポレート・ガバナンス報告書

2026年3月25日

オカダコーポレーション株式会社

代表取締役社長 岡田 卓也

問合せ先：取締役管理本部長 三ツ矢 武史

0598-31-2181

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値向上のため、コンプライアンスとともに経営環境の変化に対応のため組織形成し、迅速かつ確かな経営意思決定を行うことで、経営の健全性と透明性を維持することを基本と考えております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

## 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岡田卓也	87,860	76.40
株式会社岡田本家	27,140	23.60

支配株主名	岡田 卓也、株式会社岡田本家
-------	----------------

親会社名	なし
------	----

## 3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	7月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社におきまして、少数株主の保護は、公平で透明な取引環境を確立し、株主の権利を尊重するために非常に重要であると考えております。

支配株主との取引が発生する場合には、その必要性・合理性を十分に検証の上、当該取引条件を同等の一般取引条件に照らし合わせて決定いたします。また、公正かつ適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

・ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	2名
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、内部監査室及び監査法人との連携を図っており、それぞれが行った監査の実施状況と結果等の報告を受けるとともに意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( 1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤 健一郎	他の会社の出身者													

1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 健一郎			社会保険労務士・中小企業診断士として労務や経営及び関連法令に関する高度な専門知識・経験を有することから、専門的立場からの提言・助言や客観的かつ中立的な立場から経営の監視がなされることを期待し、選任

			しております。
--	--	--	---------

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

その他独立役員に関する事項

--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしていません。
-----------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>当社の取締役の報酬等の決定は、株主総会においてその限度額を決議し、各取締役の個別報酬の決定は取締役会にて協議の上、決定しております。なお、その際には、役位、業績評価、当社の業績等を総合的に勘案して決定しております。</p>
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>社外監査役をサポートする専属の従業員は配置していませんが、管理本部が取締役会の招集通知及び会議資料の早期発送を実施している他、内部監査室と定期的なミーティングを実施し、社内の状況を共有する等の取り組みを実施しております。</p>
---

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>1) 取締役会</p> <p>取締役3名、監査役1名で構成されております。定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項のほか、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定、経営上の重要事実等の情報共有、業務執行報告を行うとともに、効率的かつ適正に職務執行が行われるための体制の維持・向上を図っております。</p> <p>2) 監査役</p> <p>監査役は、取締役の職務執行状況や重要な意思決定に対する監査を客観的立場より行っております。</p>
---

す。第三者的立場から不正や誤謬の防止を図り、経営陣の法令遵守の状況を監視するとともに、取引の妥当性等の監査をしております。

### 3) 内部監査

内部監査室を設置し、業務執行体制における客観性・公正性をもって内部監査を行っております。当社の内部監査は、社長直轄の内部監査室にて実施されます。専任担当者は置かず、2名の担当者が相互に牽制する体制を採っております。内部監査室は、翌期の内部監査計画を事業年度末までに作成し、その計画に基づき監査を実施します。それは全ての子会社、部門、店舗を対象としており、業務運営の効率性・合理性及び法令等の遵守について監査を行い、その内容は監査結果報告及び問題点の改善指示として、社長へ報告しております。

### 4) 会計監査

当社は Amaterasu 有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき監査を受けております。なお 2025 年 7 月期において監査を執行した公認会計士は方尺敬之氏、柳原常宏氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 2 名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在の体制を採用する理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

## ・株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

### 2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイトに IR ページを設置し、開示書類や決算情報、発行者情報等を掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部を担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社 IR ページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令による内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しております。現状、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織及び担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力等排除規程」を制定し、当社グループ及びその役職員が反社会的勢力等に関与し、又は利益を供与することを防止しています。また、「反社会的勢力等の調査実施要領」を制定し、株主、取引先、役職員等を対象に定期的な反社会的勢力の排除に係る調査を実施しております。

. その他

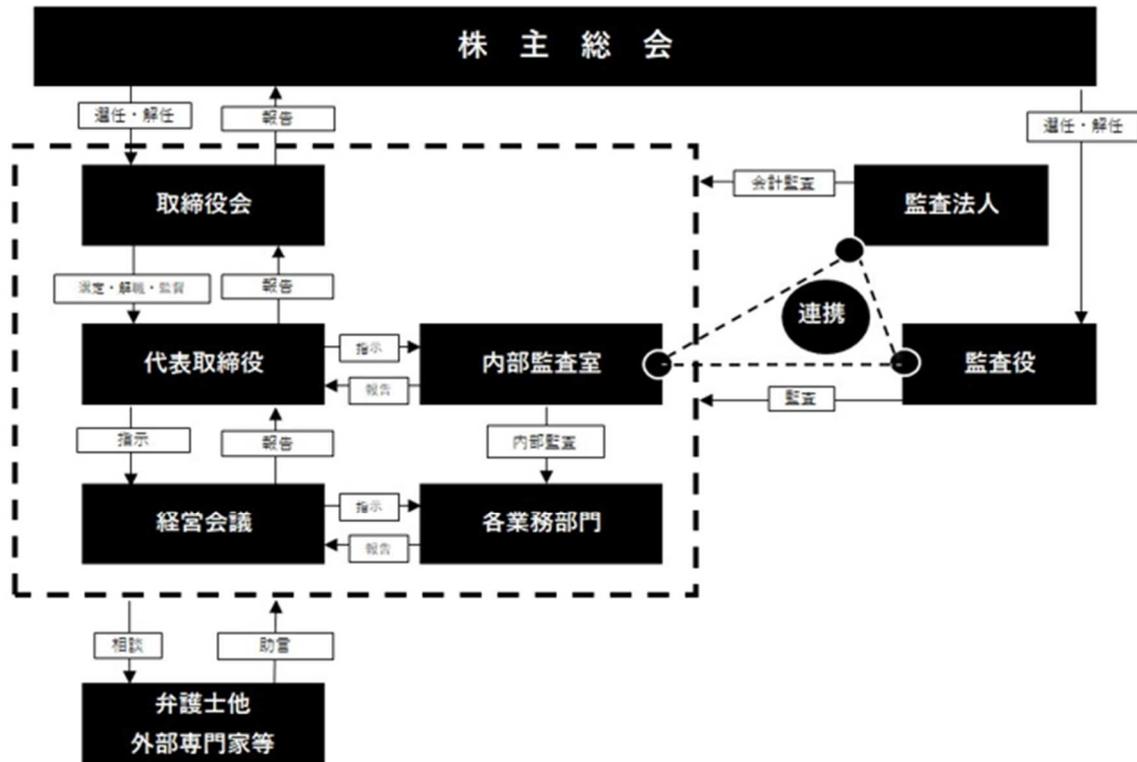
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

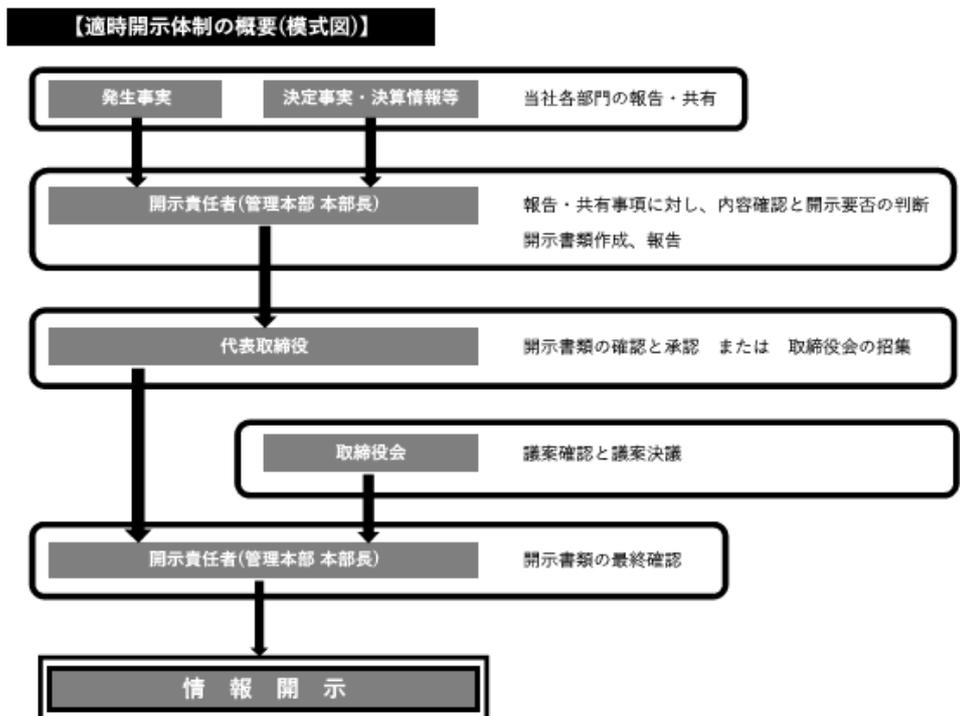
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上